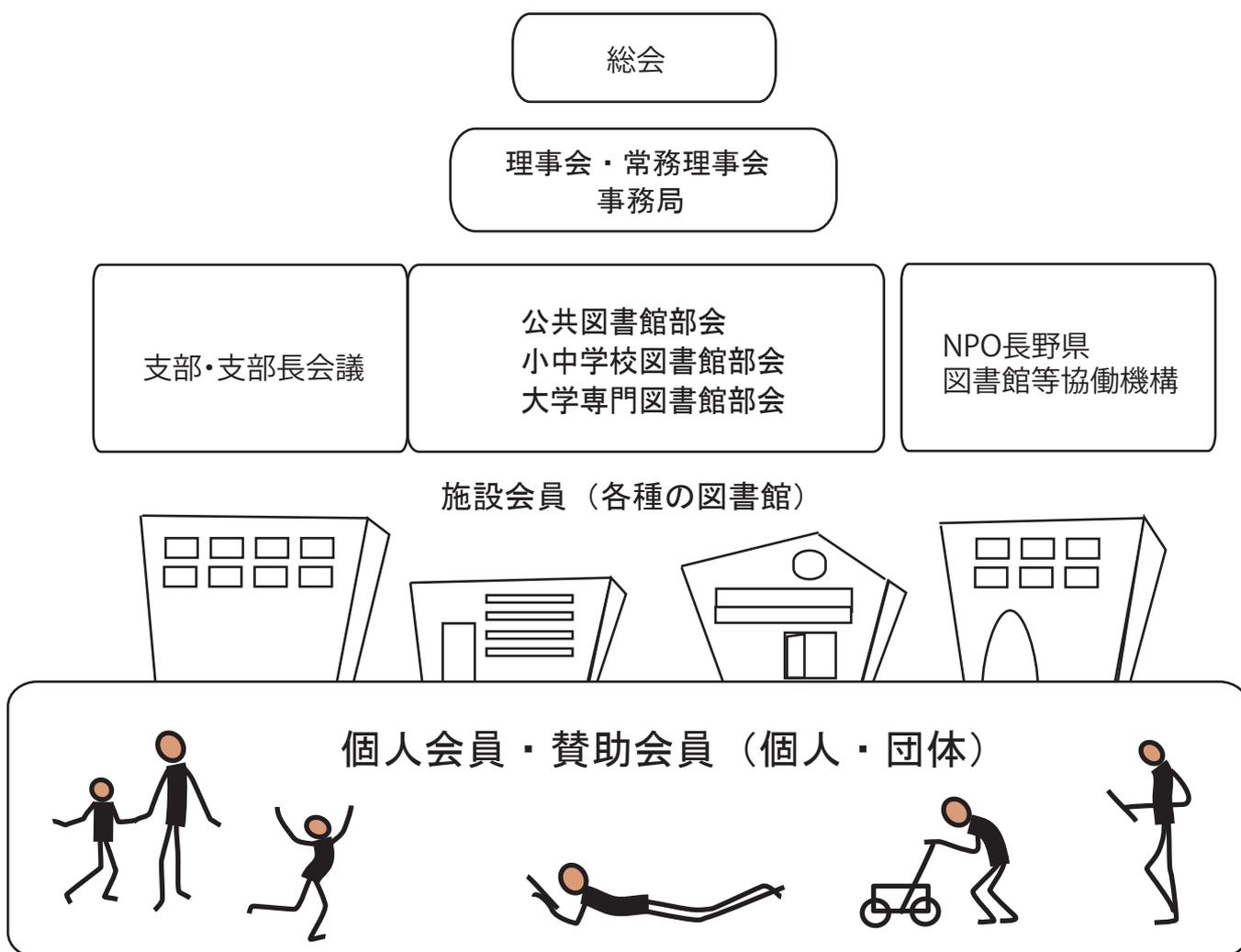


# 長野県図書館協会 組織図



## 長野県図書館協会会則 (抜粋)

### (役員の選出)

第11条 会長、副会長、理事及び監事は、個人会員及び施設会員の中から総会で選出する。

(2) 各部会の代表者及び県立長野図書館の担当課長は理事とする。

(3) 理事長及び常務理事は、理事の互選で定める。

### (役員の仕事)

第12条 会長は本会を代表する。

(2) 副会長は会長職を代行し分担する。

(3) 理事長は業務を総理する。

(4) 常務理事は会務を処理し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

(5) 理事は理事会を組織し、重要な会務を審議執行する。

(6) 監事は会計監査を行う。

### (理事会・常務理事会)

第20条 理事会は、理事長が招集し、重要な会務を審議、執行する。

(2) 常務理事会は、理事長、常務理事及び事務局長で構成し会務を協議、執行する。

(3) 会長、副会長は常務理事会に出席し、会務に参加する。

### (支部)

第27条 本会に支部をおくことができる。

2 支部は個人会員、施設会員等をもって構成し、支部長を置くものとする。

3 支部はこの会則及び支部規定等に沿って研修事業はじめ事業、活動を行う。

4 本会と支部との連携を図るために支部長会議を設置する。また、本会は支部と連携し、支部の事業、活動を支援するものとする。